

退 職 金 規 程

医療法人社団 茨腎会

第1条 [目的]

本規程は、医療法人社団茨腎会（以下「法人」という）の退職金に関して定めたもので、永年勤続して退職した者に対して在職中の功労に報い、かつ退職後の生活の一助とすることを目的とします。

第2条 [適用範囲]

本規程は、正規職員に適用するものであり、次の職員には適用しません。

- (1) 契約職員・パートタイマー・アルバイト
- (2) 正規職員であっても55歳以降で入社した者
- (3) 嘱託・顧問

第3条 [受給資格]

退職金は、勤続年数が3年以上になった正規職員が、次に掲げる事由で退職するときに支給します。

- (1) 定年退職するとき
- (2) 役員に就任したとき（使用人兼務役員への就任を除く）
- (3) 法人都合により退職するとき
- (4) 業務上または通勤上の傷病により退職するとき
- (5) 私傷病によって退職するとき
- (6) 休職期間満了によって退職するとき
- (7) 自己都合退職するとき
- (8) 死亡したとき

第4条 [基本退職金および支給区分]

基本退職金は、勤続年数によって決めることとし、その金額は「別表1」「別表2」で定めます。退職金の金額には、定年退職金等のA区分と自己都合退職金等のB区分の2種類があり、次のとおりとします。

<A区分>

- (1) 定年退職するとき
- (2) 解雇など法人都合により退職するとき
- (3) 業務上の傷病により退職するとき
- (4) 通勤上の傷病により退職するとき（故意または重大な過失のある場合を除きます）
- (5) 死亡退職するとき（業務上外を問いません）
- (6) 役員に就任したとき

<B区分>

- (1) 自己都合退職するとき（論旨退職を含みます）
- (2) 私傷病によって退職するとき
- (3) 休職期間満了によって退職するとき
- (4) 故意または重大な過失による通勤上の傷病により退職するとき

第5条 [役職加算]

役職加算は、基本退職金に加算するもので、役職者であった期間に対して、A区分の場合以下のとおり支給します。

課長級の職務 = 1年につき20万円

部長級の職務 = 1年につき30万円

- 2、役職者であった期間は、毎年6月1日時点における役職名をもとに計算します。

(例) 2010年3月に課長就任

2012年5月に課長解任

↓

課長であった期間は、「2010年6月」・「2011年6月」の2年間とみなします。

- 3、前条のB区分（自己都合退職金等）が適用される場合は、前1項の役職加算額も同様の減額をすることとします。

第6条 [貢献度加算]

在職中に貢献度が多大であった者には、本規程で定める退職金のほかに功労金を支給することがあります。その金額は役員会で決定します。

第7条 [業務上の傷病時の特別加算]

業務上による傷病のために退職するときは、A区分で定めた額を割増のうえ支給する場合があります。

第8条 [高年齢者に対する定年退職扱い]

勤続年数が20年以上であり、かつ、50歳以上の者で法人が容認した場合は、その退職金の金額を定年退職扱いすることがあります。

第9条 [退職時季係数]

繁忙期と閑散期があるので、退職する時季に応じて特別な係数を乗じることとします。

閑散期（1割増） = 7月～9月

繁忙期（1割減） = 4月～6月

超繁忙期（3割減） = 10月～3月

- 2、この係数による増減額は「自己都合退職金×増減率」により決定します。ただし、上限額は30万円とします。
- 3、定年退職の時はこの係数を乗じません。
- 4、諭旨退職の場合は増減率を適用しません。

第10条 [事前申し出係数]

正常な法人運営を大いに阻害する余裕のない退職を極力避けるために、事前申し出係数を次のとおり設けることとします。

◎ 退職届を出した日から退職日までが2ヵ月以上の場合…1割増額

○ 退職届を出した日から退職日までが1ヵ月以上の場合…1割減額

△ 退職届を出した日から退職日までが15日以上1ヵ月未満の場合
…3割減額

× 退職届を出した日から退職日までが15日未満の場合…5割減額

2、 の係数による増減額は、「自己都合退職金×増減率」により決定し、上限額は30万円とします。

3、 休職等があった場合は、事実上の欠勤状態になった日を「退職日」とみなします。

4、 定年退職の場合は、この係数を乗じません。

5、 諭旨退職の場合は増額率を適用しません。

第11条 [始末書の提出に伴う減額]

退職日前1年間に法人から始末書の提出を求められた者は、退職金を次の基準で減額することがあります。

始末書を求められた回数が1回の者……………1割以内の減額

始末書を求められた回数が2回以上5回以下の者……3割以内の減額

第12条 [守秘義務に関する誓約書の提出]

職員は退職する時に「守秘義務に関する誓約書」を、期日までに提出しなければなりません。「守秘義務に関する誓約書」を提出した者に対して退職金を支給します。

第13条 [不支給]

以下に該当する者には、退職金を支給しません。

(1) 就業規則等に違反して懲戒解雇された者

(2) 「守秘義務に関する誓約書」等の退職時に提出すべき書類を提出しない者

(3) 法人に返却すべき機器や書類等を所定の期日までに返却しない者

(4) 患者を奪ったり、法人の職員を引き抜くなど悪質な者

(5) 退職後に、在職中に懲戒解雇事由に該当することを行っていたことが発覚した者（退職金が支払済の時は返還請求することとします）

2、 退職後、支給日までの間に在職中の行為について、本規程による不支給事由または減額事由、およびそれに準ずる行為が発覚した場合は各事由に応じ不支給または減額します。

第14条 [勤続年数]

勤続年数の計算は、入職日から退職日までとします。

- 2、 勤続年数は1年単位で計算することとし、1年未満の端数について6ヵ月未満は切捨て、6ヵ月以上は切上げて計算します。
- 3、 本規程が実施される前の太田ネフrokクリニック（平成18年個人開業）に、正規従業員として在籍していた期間も含めて勤続年数として計算します。
- 4、 以下の期間については勤続年数に通算しません。
 - (1) 契約職員・パートタイマー・アルバイトとして勤務していた期間
 - (2) 連続して1ヵ月間を越えた休職期間（業務上または通勤上の疾病による休職期間は出勤扱いにします）

第15条 [社外積立金の扱い]

法人は、退職金の支給原資として、中小企業退職金共済制度等の社外積立を活用することがあります。その場合、退職金が中小企業退職金共済制度から支給されたときは、その金額を本規程に定める退職金から控除することとします。

- 2、 社外積立による退職金が本規程による退職金を上回る場合は、社外積立金額を退職金とします。

第16条 [退職金の支給時期]

退職金は、原則として退職後3ヵ月以内に支払うこととします。また、次に該当するときは、支払いを留保することがあります。

- (1) 退職時において不正行為等の疑義がある者
- (2) 債務の精算が未処理の者
- (3) 法人の施設などを利用している者は、当該施設を完全な状態にして返還するまで
- (4) 法人が貸与したユニフォーム・院章などを返還していない者

第17条 [定年後の継続雇用との関係]

退職金は、定年を迎えたときに支給します。その後の勤務に対しては退職金を支給しません。

第18条 [職員の死亡時]

職員が死亡したときは、その退職金を遺族に支給します。その遺族の順位は、労働基準法施行規則で定めるとおりとします。

第19条 [規程の改定]

本規程を施行した当時と比べて、社会経済情勢並びに金利が著しく変動した場合、および当社を取り巻く環境の著しい変化等により必要がある場合には、職員代表と協議の上、退職金の見直しをすることがあります。

第 20 条 [附則]

本規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

- 2、 本規程は、平成 27 年 11 月 1 日より一部改訂施行します。
- 3、 本規則は、令和 6 年 3 月 1 日より一部改訂施行します。
- 4、 本規則は、令和 7 年 4 月 1 日より一部改訂施行します。
- 5、 本規程は、令和 8 年 10 月 1 日より一部改訂施行します。